

令和 7 年
伊豆の国市教育委員会 7 月定例会
会議録

令和 7 年伊豆の国市教育委員会 7 月定例会

開会年月日 令和 7 年 7 月 28 日（月） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 20 分

場 所 あやめ会館 2 階 会議室

日 程

- 1 冒 頭（学校教育課長）
- 2 開 会（教育長）
- 3 会議録署名委員の決定（教育長）
- 4 会期の決定（学校教育課長）
- 5 6 月定例会会議録の承認（学校教育課長）
- 6 教育長報告（教育長）
- 7 議事日程（議事進行：教育長）

日程第 1	報告第 18 号	令和 7 年度伊豆の国市給食費物価高騰支援金交付要綱の制定について
日程第 2	報告第 19 号	要保護児童生徒の就学援助資格の取消について
日程第 3	議案第 30 号	令和 7 年伊豆の国市議会 9 月定例会提出議案の意見聴取について
日程第 4	議案第 31 号	準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について

- 8 閉 会（教育長）

出席者	教育委員会	教育長	菊 池 之 利
	同	委 員	岩 田 幸 晴
	同	委 員	清 水 照 子
	同	委 員	前 田 泰 宏
	同	委 員	宮 代 麻 衣 子

説明に出席した者の職氏名

教育部長	渡 邊 直 人
教育施設整備課長	植 松 明 久
生涯学習課長	近 藤 卓 哉
文化財課長	工 藤 雄 一 郎
幼児教育課長	平 井 仁 史
学校教育課統括監	濱 田 晃 治

学校教育課教育支援監 杉 崎 ことみ
会議に出席した事務局の職氏名

学校教育課長 古 木 智 己

教育総務係長 田 村 由 美

学校教育課教育総務係 鈴 木 由 佳

9 その他（進行：学校教育課長）

① 文化財展示施設建設の進捗状況及び今後の予定について

② 小・中学校の児童・生徒の問題行動について

③ 次回以降の定例教育委員会の開催について

日時：令和7年8月22日（金） 午後3時30分～

場所：あやめ会館3階 多目的ホール

日時：令和7年9月25日（木） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

■古木学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。
開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4名出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和7年教育委員会7月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、前田委員と宮代委員にお願いいたします。

■古木学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日7月28日、1日のみということで処理をしたいと思います
が、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■古木学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会6月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■古木学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■古木学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第18号「令和7年度伊豆の国市給食費物価高騰支援金交付要綱の制定について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。報告第18号「令和7年度伊豆の国市給食費物価高騰支援金交付要綱の制定について」次ページの資料をご覧くださいと思います。

1の趣旨ですが、民間保育所等に対して、物価上昇分として給食費の8%相当額を支援するものです。

2の実施内容ですが、対象施設は、市内民間園6園です。交付額は、「3歳から5歳児クラス」と「0から2歳児クラス」で計算が異なっておりまして、違いは「給食費を徴する月数の部分」と「給食費の月額の部分」になります。

3の施行期日ですが、この支援金につきましては、交付対象が特定されていますので、発令形式を告示ではなく通知により行うものとしております。そのため、通知日、具体的には7月9日から施行し、令和7年度の支援金に適用することとしております。

なお、この支援金に対する予算額は、2,923,000円を計上済みです。

説明は以上となります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

物価上昇分8%として、補助を出すという内容はすごくいいのですが、実際のところ8%で足りているのかなというところが、ちょっと心配なのですが、その把握はどうですか。

■平井幼児教育課長

基本的には今までも単年度で行ってきていて、従来は8%に届かない金額で行っていたのですが、基本的に8%ということで前年度よりも高い数字になっていますので、基本的には足りているのではなかろうかというふうには考えます。

■前田委員

そうですね、物価の上がりはかなり激しいところもありますし、今後どう動くか分からないところもある中で、実際にすごく上がってしまった場合に、どこが負担することになるのですか。

というのは、もらっている給食費を値上げするとか、例えば業者が負担してもらうとか、給食の量がちょっと寂しくなっちゃうとか。実際はどういうところになるのですか。

■平井幼児教育課長

まず業者が負担するというのは、難しいのかなと思っています。民間の保育所なので、量を減らしてその中で収めていくのか、それとも、そもそも足りているのかっていう問題も勿論あるのですけども。クオリティを維持するような努力というのは、何かしらの形で園が行うこととは思っております。

本来、保護者負担分であるところを、補助していることもありますので、もしかしたら園によっては、値上げというものも検討する部分はあるのかと思います。そこについては、まだ、園の対応というのは、どうしていくのかというのを聞いておりませんので、当面ところはこの形で対応していくものと考えております。

■前田委員

これでこの範囲内で対応できるのかなと、気になったものですから。分かりました。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 報告第19号「要保護児童生徒の就学援助資格の取消について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

<略>

■菊池教育長

続きまして、日程第3 議案第30号「令和7年伊豆の国市議会9月定例会提出議案の意見聴取について」の説明を1件ずつお願いします。

■古木学校教育課長（補正予算案件について説明）

学校教育課の古木です。日程第3 議案第30号「令和7年伊豆の国市議会9月定例会提出議案の意見聴取について」説明をさせていただきます。

今回の議会へ提出する議案については、「一般会計補正予算」と「債権の放棄について（学校給食費）」の2件となります。

はじめに、令和7年度伊豆の国市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）について、説明します。

資料2ページをお願いします。

最初に第2表債務負担行為の補正でございます。

外国語指導支援員派遣料でございますが、幼保小中グローバル教育事業で、ALTを各園及び学校に派遣しておりますが、現在の派遣の契約が令和8年3月31日で満了となることから、令和8年4月1日から3年間の派遣を、令和7年度において、プロポーザルにて業者を選定し契約を締結するため、令和7年度から令和10年度までの期間

で、116,969,000 円を限度に債務負担行為を設定するものであります。

次に第 3 表地方債の補正でございます。

今年度実施する小学校及び中学校の LED 化工事において、当初国の補助金を活用して実施する予定でありましたが、補助金の採択が受けられなくなったことから、資料 3 ページ歳入の一番上、15 款 2 項 5 目教育費補助金の 1 小学校費補助金 38,333,000 円と 2 中学校補助金 37,000,000 円を減額し、3 ページの一番下 22 款 1 項 7 目教育債として合併特例債を活用するため財源の振替をするものであります。

次に 3 ページをお願いします。

18 款 1 項 3 目教育費寄附金 130,000 円であります。葦山反射炉保全寄附金をいただいたものですから歳入に入れるものであります。また、この寄附金につきましては、5 ページの 10 款 8 項 3 目葦山反射炉費の特定財源として充当させていただき、財源の組換えをさせていただきました。

次に 21 款 5 項 2 目民生費雑入 8 節保育園費雑入ですが、子どものための教育・保育給付国庫負担金過年度精算金 27,621,000 円と子ども子育て支援給付金県費負担金過年度精算金 14,089,000 円となっております。

これは、令和 6 年度に交付を受けた事業に対し、実績が確定したことによる差額分を令和 7 年度に精算分として交付されるものであります。

次に歳出となります。

資料 4 ページをお願いします。

2 款 1 項 4 目財産管理費 14 節工事請負費 578,000 円ですが、あやめ会館に防犯カメラを設置するための費用を計上させていただきました。同様に 5 ページ一番下 10 款 9 項 1 目図書館費で中央図書館と葦山図書館にも防犯カメラを設置するための費用として、中央図書館分 1,879,000 円と葦山図書館分 314,000 円をそれぞれ計上させていただきました。

これは、主に受付窓口でのトラブル抑制のため、利用者と職員のやりとりを記録するためのものであります。

4 ページに戻っていただき、真ん中あたり。

3 款 6 項 1 目保育園等総務費 22 節償還金、利子及び割引料 5,532,000 円ですが、保育対策促進事業の子ども子育て支援国庫交付金返還金であります。これは、令和 6 年度に交付された国の交付金の実績が確定し、余剰金が発生したため令和 7 年度に返還するものであります。

続いて、10 款 1 項 1 目教育委員会費の 7 節報償費 84,000 円、8 節旅費 821,000 円、

11 節役務費 27,000 円は、部活動地域展開事業において、部活動在り方検討委員会を当初 3 回の予定でございましたが、2 回の追加開催が必要となったことから委員の報酬の増額と 9 月より外部指導員の導入開始に伴い、外部指導員の交通費に相当する費用弁償と傷害保険料を計上させていただきました。

次に、2 目事務局費 10 節需用費 1,039,000 円ですが、学校教育一般事務管理事業として、小学 3・4 年生が社会の授業の副読本として活用している「わたしたちの伊豆の国」の改訂にかかる印刷製本費であります。

また、12 節委託料 446,000 円ですが、幼保小中グローバル事業で実施するオンライン英会話の授業委託料であります。

5 ページをお願いします。真ん中あたり。

10 款 4 項 1 目幼稚園総務費の報酬、職員手当、旅費につきましては、幼稚園教諭等配置事業の会計年度任用職員 1 人分の報酬と職員手当、通勤費となっております。これは、市長部局の会計年度任用職員を幼稚園に配置替えするため、市長部局から教育委員会の予算へ組み替えるものであります。

説明は以上です。

■菊池教育長

ただ今、学校教育課長より補正予算案について説明がありました。

何かご質問、意見。これは市長に意見を述べるという、そのような議案でございますから、何かありましたら、ぜひお願いいたします。

■前田委員

防犯カメラのところで、図書館、あやめ会館はどこに付くと言っていましたでしょうか。

■近藤生涯学習課長

あやめ会館の 4 台については、生涯学習課窓口、農林課窓口、学校教育課、幼児教育課が映るように考えています。

■前田委員

それぞれの窓口付近に設置をするということですか、そうすると、他部署のいろんな窓口には既に設置はされているということですか。

■近藤生涯学習課長

まだこれからです。本庁と、大仁支所については、いま庁舎の改修工事をやっているのですが、その中で設置をするということは確定しています。

■前田委員

教育の部署、施設についてはどうですか。

■近藤生涯学習課長

図書館は中央図書館に3台設置を予定していて、窓口はじめ、必要と思われる箇所への設置を計画しています。韮山図書館は、2箇所につける予定です。

■前田委員)

基本的に、市民とのやりとりがあるところには、カメラをつける方針ということだと思いますか。

■近藤生涯学習課長

この基礎となったのは、過日、大仁支所で市民から職員への暴行事件が発生した際に、カメラが設置されていなかったことです。市役所業務の性質上、このような事態が起こり得ることが要因にあることから、職員の安全を確保するとともに、防犯の観点から予算計上したということです。

■岩田委員

LED化のことなのですけども、どこの工事を予定していますか。

■植松教育施設整備課長

工事は小学校6校の教室と、中学校3校です。

■岩田委員

それを今年度中行うのですか。

■植松教育施設整備課長

はい、今工事が入っています。

■菊池教育長

他はどうでしょうか。よろしいですか。

■菊池教育長

「令和7年伊豆の国市一般会計補正予算(第3号)(教育委員会関係分)」について、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「令和7年伊豆の国市一般会計補正予算(第3号)(教育委員会関係分)」については、原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「令和 7 年伊豆の国市一般会計補正予算（第 3 号）（教育委員会関係分）」については原案どおり承認されました。

続いて、2 件目の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

続きまして、債権の放棄について（学校給食費）説明をいたします。

資料 8 ページに提出する議案を添付してございます。内容については、資料 9 ページの参考資料に基づき説明します。

給食費の債権放棄については、通常 3 月議会で行っております。

今回の債権放棄に至った経緯として、債務者である個人 1 人が、自己破産により免責が確定されましたので債権回収が不可能となったことによるものです。なお、この債務者は、市営住宅の家賃等の滞納もあり、そちらも免責されるので、併せて 9 月議会にお諮りするものであります。

放棄する債権額は 22,760 円（令和 6 年 6 月から 9 月までの 4 か月分の学校給食費）であります。債権放棄が議会で認められた場合は、不納欠損処理をさせていただくこととなります。

説明は以上です。

■菊池教育長

「権利の放棄について（学校給食費）」は市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「権利の放棄について（学校給食費）」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「権利の放棄について（学校給食費）」は原案どおり承認されました。

「令和 7 年伊豆の国市議会 9 月定例会の提出議案の意見聴取について」はすべてともに承認された旨を市長へ回答します。

続きまして、日程第4 議案第31号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」の説明を1世帯ずつお願いします。

■古木学校教育課長

＜略＞

□質疑

＜略＞

■菊池教育長

議案第31号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」は1世帯承認、1世帯却下されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、7月定例会を閉会といたします。

令和7年8月 日

署名委員

署名委員